

市民活動補償制度を「存じですか」

市では、自治会活動や防犯・防災活動などの市民活動に参加する市民の皆さんのけがや他人への賠償事故に対する補償制度として「光市市民活動補償制度」を設けています。

この制度は、市民の皆さんが安心して活動に参加し、たくさんの方がさらに活発になることにより、明るく、活気のあるまちづくりを進めるためのものです。

活動中にけがをしたときや事故が発生したときは、地域づくり推進課までお問い合わせください。

対象となる活動

市内に活動の拠点を置く市民活動団体(おおむね5人以上)が自主的に行う活動で、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的または臨時の公共性のある活動が対象となります。

ただし、営利を目的とする活動や政治、宗教または選挙を目的とする活動、職場や学校の行事として行う活動は対象になりません。

なお、この制度の適用に際して、事前の登録は不要ですが、団体の活動計画や参加者名簿など、その事故が、



市民活動補償制度の対象となる活動中の事故であったことが客観的に確認できる資料」の提出が必要となります。

対象となる活動の例

自治会活動 地区レクリエーション大会 環境美化・保全活動 リサイクル活動 自然保護活動 防犯パトロール 防災活動 高齢者等へのボランティア活動 保健衛生活動 文化振興・普及活動 青少年健全育成活動 など

危険度の高い活動は除かれます。

対象とならない場合

対象となる活動中の事故であっても、故意による場合、交通事故、けんか、むち打ちなど他覚症状の無いも

の、災害等の緊急時での活動、日射病、懇親のみを目的とする場合などは補償の対象になりません。

補償の内容

賠償事故の補償
市民活動の主催者や活動に従事する人が、その活動に伴って第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。(左の賠償事故の補償一覧表参照)

賠償事故の補償一覧表

区分	賠償の内容	補償限度額
対人賠償	他人の身体への傷害	1人につき 6,000万円まで 1事故につき 3億円まで
対物賠償	他人の財物への損害	1事故につき 500万円まで
受託物賠償	第三者からの受託物への損害	1事故につき 300万円まで

傷害事故の補償
市民活動に従事する人が、活動中の偶然的事故によってけがや死亡した場合の補償です。
(右下の傷害事故の補償一覧表参照)

傷害事故の補償一覧表

区分	傷害の内容	補償額
死亡補償	傷害事故を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に死亡したとき	1人500万円
後遺障害補償	傷害事故を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に後遺障害を生じたとき	障害の程度に応じて 1人15～500万円
入院・通院補償	傷害事故を直接の原因として、入院または通院をして医師による治療を受けたとき(事故の日から起算して180日以内に限ります。また、通院日数は180日以内の間で90日が限度となります。)	入院1日につき 3,000円 通院1日につき 2,000円

事故が発生したとき

万一、事故が発生したときには、活動の責任者を通じて地域づくり推進課まで連絡をしてください。
その後、事故から20日以内に事故発生報告書および必要書類(事業計画や参加者名簿など活動の内容が分かる資料)を提出してもらいます。

問合せ

制度の詳しい内容については地域づくり推進課(地域づくり支援センター)までお問い合わせください。
☎0833(72)8880
FAX0833(72)8133
Eメール(下記参照)